

早稲田大学審査学位論文  
博士(人間科学)  
概要書

## カモシカの保護管理に関する研究

Study of Japanese Serow (*Capricornis crispus*) Management

2019年1月

早稲田大学大学院 人間科学研究科  
常田 邦彦  
TOKIDA, Kunihiko

20世紀半ば以降の日本における鳥獣保護管理の展開において、カモシカは重要な役割を果たした。カモシカは1925年に狩猟獣から除外され、1934年に天然記念物に種指定、1955年に特別天然記念物に昇格指定され、長期にわたって捕獲が禁止されていた。しかし継続的な密猟により、生息地は山岳地の奥地に押し込められ、個体数は回復しなかった。ところが1959年の全国的な密猟摘発を契機として密猟圧が激減した結果、カモシカ個体群は急速に個体数と分布を増加させ、1970年代には各地で幼齡人工林や農作物に激しい被害が発生して社会問題化した。特別天然記念物指定による絶対的保護ともいえる嚴重な保存施策の成果が、逆に従来の保護管理施策の転換をせまる結果となったといえる。これへの対応としてカモシカで取り組まれた施策は、日本における大型獣を対象とした科学的計画的保護管理を目指す最初の大規模で具体的な取り組みであり、その後の鳥獣保護管理の先駆けとなった。

本論文ではまず、日本の鳥獣保護管理の歴史を踏まえ、カモシカ保護管理の歴史と実施された施策及びその結果を分析し、保護管理の展開過程を明らかにした。その上で、実施された施策について分析と評価を行い、カモシカ保護管理の課題と今後の展開について検討を行った。本論文は6つの章によって構成されている。

第1章では、日本における鳥獣保護管理制度の歴史を整理し、明治維新以降の狩猟制度・鳥獣保護制度の発展を、節目となる法改正を基に第Ⅰ期(1873～1918)、第Ⅱ期(1918～1963)、第Ⅲ期(1963～1999)、第Ⅳ期(1999～)の4つの時代に区分した。日本の狩猟制度は、捕獲数を直接的にコントロールできない仕組みである。そのため、第Ⅱ期までは鳥獣の減少状態が続いていたが、第Ⅲ期に入ると高度経済成長期からの社会的な変化を背景として、いくつかの鳥獣は増加に転じ、獣害の激化という現状に至っている。この事態に対応する鳥獣保護法の改正によって初めて科学的計画的保護管理の取り組みが始まったのが第Ⅳ期である。一方文化財保護制度に関しては、1918年の史蹟名勝天然記念物保存法の成立により自然物を対象とした保護が始まったが、それは鳥獣の保護管理とは異なる思想に基づく保存であった。

第2章では、近代に入ってからのカモシカの取り扱いの歴史を整理したうえで、カモシカ保護管理施策の転換と科学的な保護管理探求のきっかけとなった1970年代のカモシカ問題の経緯およびそこでおこなわれた論議を考察した。カモシカ保護の動きは、鳥獣保護制度の第Ⅱ期の開始とほぼ同じ時期に始まり、同じく第Ⅲ期に入る時期に密猟横行期から絶対保護期への転換を迎えた。その結果、他の鳥獣に先がけて個体群の回復と被害の拡大が生じ、鳥獣保護制度に20年先行して科学的計画的な保護管理を掲げた施策が始まった。カモシカの被害問題をめぐる1970年代の論議は、当時の社会状況と鳥獣保護管理に関する具体的な経験の不足が制約となり、保護管理施策の転換に関する本質的な論議が深まらなかった。カモシカ保護管理施策の転換は、必要に迫られた環境、林野、文化の三庁合意という、行政の決断

によって行われた。

第3章では、カモシカの保護管理とその課題を理解するための基礎情報として、カモシカの分布と生息密度の特徴およびその変動状況を検討した。カモシカの分布は1970年代から2000年代初めにかけて一貫して拡大し、東日本では飽和状態に近づいている。生息密度は2~3頭/km<sup>2</sup>以下の地域が圧倒的に多く、広域的な低密度と局所的な高密度という特徴を持つ。カモシカとシカの分布が共に拡大しているため、両種の分布重複地域も拡大しており、種間競争によりカモシカが減少する可能性のある地域が増えている。現在のカモシカによる被害は、1980年前後と比較すると著しく減少しており、全国的にはもはや重要な加害獣ではなくなった。

第4章では、1979年以降の個体数調整の実施状況を検討した。カモシカの捕獲地域は拡大したが、捕獲の中心地域は現在に至るまで岐阜、長野、愛知、静岡にまたがる北アルプス、中央アルプス、南アルプスの山系である。捕獲数は1990年代末まで増加したが、近年は最多時の半分以下に減少した。生息密度のモニタリング結果からみると、特に高い捕獲圧が加えられた地域を除き、多くの地域で捕獲はカモシカの密度低下の主要な要因ではなく、森林の成長など捕獲以外の要因が関与しているものと考えられた。1999年の鳥獣保護法改正によって特定計画制度が創設されてから、カモシカの個体数調整もこの計画に則って実施することが、文化財保護法上の捕獲許可（現状変更許可）の条件となっている。現在特定計画を策定している8県の計画内容と実施状況は、おおむね環境省の示したガイドラインに沿ったものとなっていたが、加害獣の判定や捕獲の必要性の再検討など、実行上のいくつかの問題が指摘されていた。また現在の特定計画は、カモシカの個体数調整に特化しており、保護管理の諸課題を網羅する内容とはなっていない。

第5章では、カモシカ保護地域の現状と保護地域における生息状況の変化を分析した。カモシカ保護地域は相対的な高標高地域に設定されており、そのいくつかは面積が小さいなど、多くの問題を抱えている。しかし現在の保護地域の設定状況は社会的な制約の下で達成できた最大限の結果であり、この現実を踏まえて施策を考える必要がある。また生息密度はいずれの地域も低下傾向にあり、その要因の一つはシカとの種間競争だと考えられた。

第6章では総合考察として、西日本などでカモシカの減少が生じており、従来の被害防除だけではなく地域個体群の保全という課題が生まれていること、および文化財行政が保護地域を担当し、保護地域以外は鳥獣行政が担当するという分担が定着していることを前提に、これからのカモシカ保護管理の在り方について考察した。また、今後は鳥獣行政のイニシアティブが重要となることを指摘した。